



2025年7月9日

各位

会社名 メドピア株式会社
代表者名 代表取締役 兼 執行役員社長 CEO 後藤 直樹
(コード：6095、東証プライム市場)
問合せ先 取締役 兼 執行役員 CFO 平林 利夫
(TEL. 03-4405-4905)

(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について

当社が2025年5月14日付で公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(2025年5月15日付で公表いたしました「(訂正)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正について」及び2025年6月25日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」による変更を含みます。)について、一部変更すべき事項(当該変更は、以下「本変更」といいます。)がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本変更は、NMT株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づく要請により当社が公表した本日付「(訂正)公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「NMT株式会社によるメドピア株式会社(証券コード：6095)の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」において記載したとおり、公開買付者による当社が発行する普通株式(以下「当社株式」といいます。)及び本新株予約権(注)に対する公開買付けに係る買付け等の期間が延長されたことに伴い、生じたものとなります。

なお、変更箇所につきましては、下線で示しております。

(注)「本新株予約権」とは、下記①及び②の新株予約権を総称していいます。

- ① 2018年3月15日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権
- ② 2019年2月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

他方、本公開買付けは当社株式を非公開化することを目的としているため、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社の株主を石見陽氏、BOZO及び公開買付者のみとし、当社株式を非公

開化するための手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の実施を要請する予定とのことです。

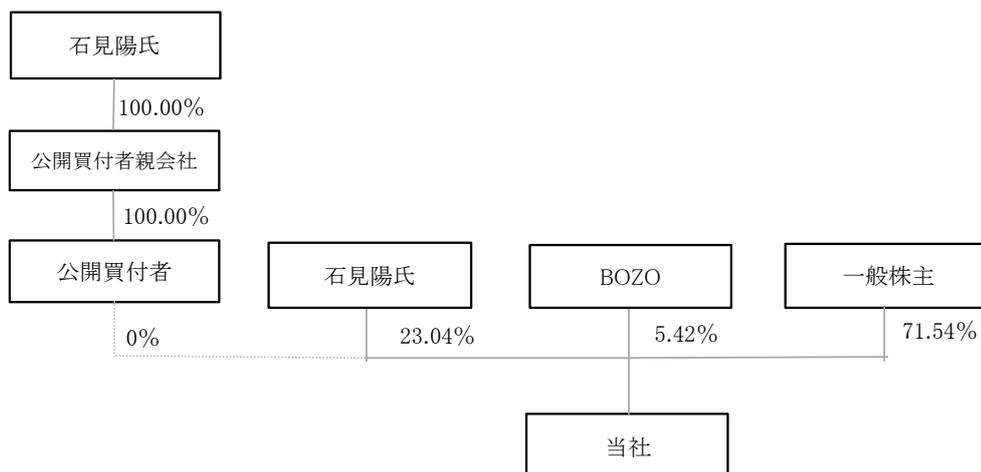
その後、公開買付者は、2025年5月15日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における当社の株主の皆様による応募状況及び今後の応募の見通しを考慮して、慎重に検討した結果、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年6月25日、本公開買付けの公開買付期間を2025年7月9日まで延長（以下「本公開買付期間延長」といいます。）し、合計40営業日とすることを決定したとのことです。なお、本日現在、公開買付者において、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の変更はないものの、本公開買付期間延長後に本公開買付価格を変更するか否かについては未定であるとのことです。

<中略>

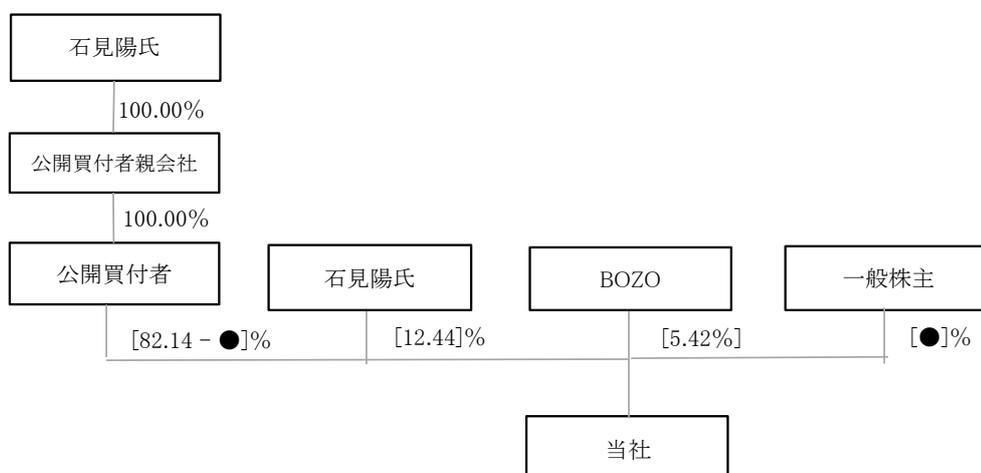
<本公開買付け及びその後の想定されている各手続のストラクチャー概要図>

以下は、本公開買付け及びその後に想定されている手続のストラクチャーの概要を図示したものととのことです。

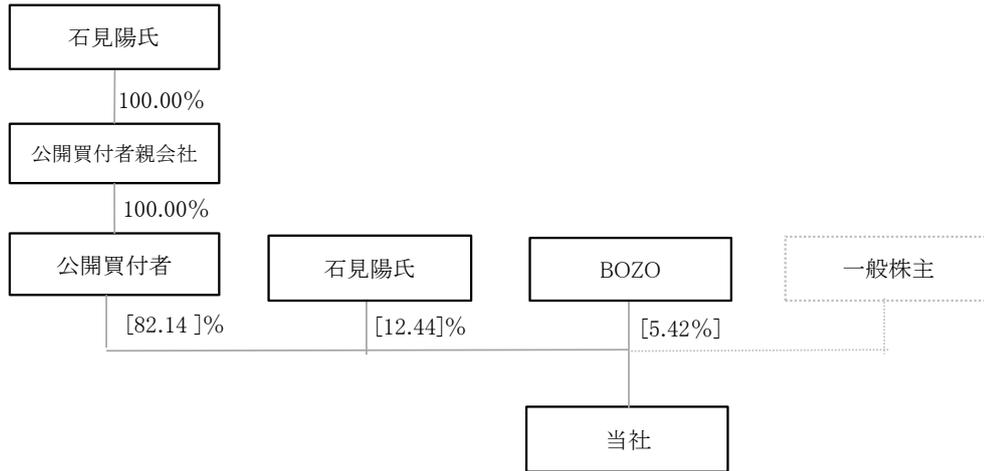
(a) 現状



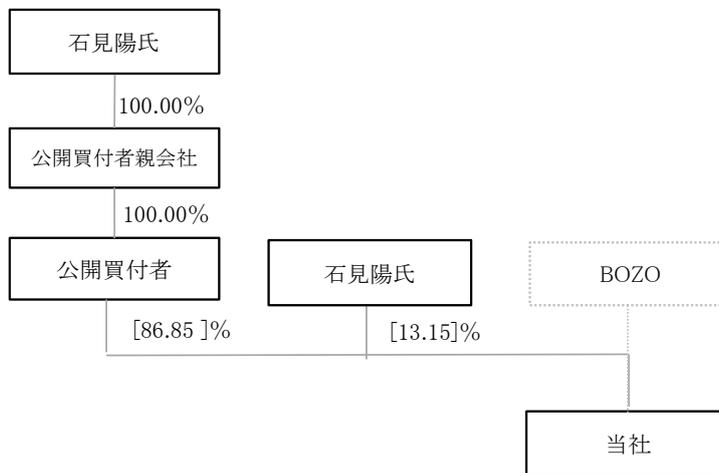
(b) 本公開買付けの成立及び、本出資①及び本出資②後(2025年7月上旬)



(c) 本スクイーズアウト手続実施後 (2025年9月下旬)



(d) 本自己株式取得実施後 (2025年9月下旬)



<後略>

(訂正後)

<前略>

他方、本公開買付けは当社株式を非公開化することを目的としているため、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社の株主を石見陽氏、BOZO 及び公開買付者のみとし、当社株式を非公開化するための手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の実施を要請する予定とのことです。

その後、公開買付者は、2025年5月15日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における当社の株主の皆様による応募状況及び今後の応募の見通しを考慮して、慎重に検討した結果、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立

可能性を高めるため、2025年6月25日、本公開買付けの公開買付期間を2025年7月9日まで延長（以下「本公開買付期間延長」といいます。）し、合計40営業日とすることを決定したとのことです。なお、本日現在、公開買付者において、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の変更はないものの、本公開買付期間延長後に本公開買付価格を変更するか否かについては未定であるとのことです。

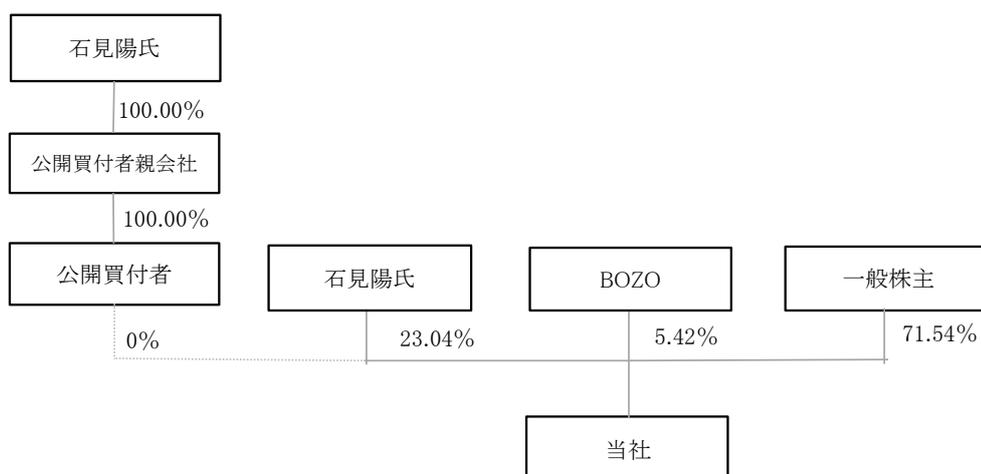
その後、公開買付者は、本公開買付けの開始後における当社の株主の皆様による応募状況、今後の応募の見通し及び本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性を考慮して、慎重に検討した結果、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年7月9日、本公開買付期間を2025年7月24日まで延長（以下「本公開買付期間延長②」といいます。）し、合計50営業日とすることを決定したとのことです。なお、本書提出日現在においても、公開買付者において、本公開買付価格の変更はないものの、本公開買付期間延長②後に本公開買付価格を変更するか否かについては未定であるとのことです。

<中略>

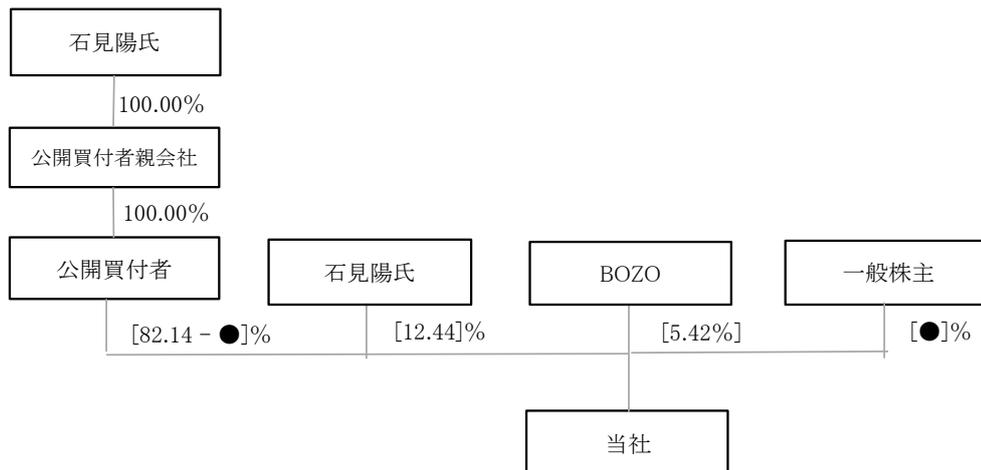
<本公開買付け及びその後の想定されている各手続のストラクチャー概要図>

以下は、本公開買付け及びその後に想定されている手続のストラクチャーの概要を図示したものとことです。

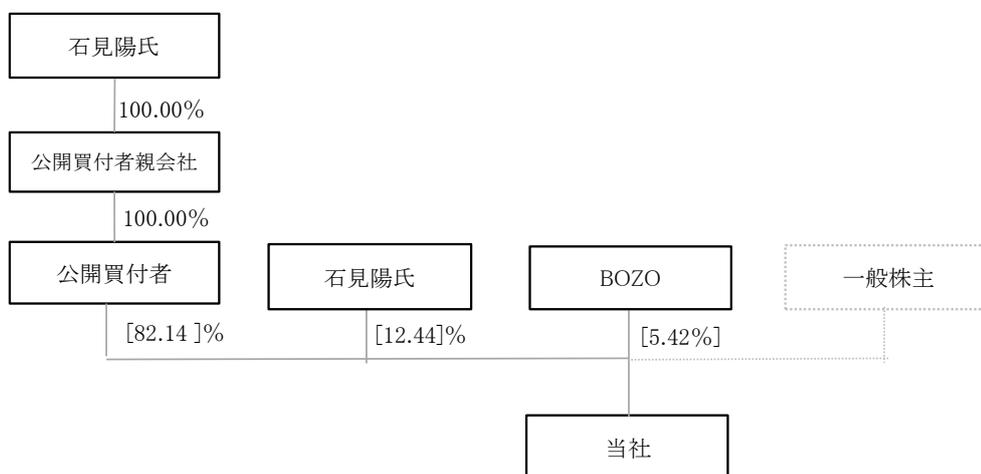
(a) 現状



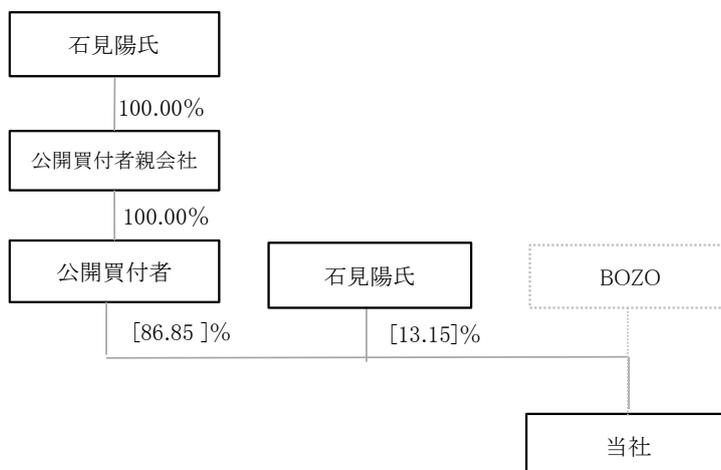
(b) 本公開買付けの成立及び、本出資①及び本出資②後(2025年7月下旬)



(c) 本スクイーズアウト手続実施後 (2025年10月下旬)



(d) 本自己株式取得実施後 (2025年10月下旬)



<後略>

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得することができなかつた場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により本スクイーズアウト手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと、その他本スクイーズアウト手続の実行のために合理的に必要と考えられる事項を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを当社に要請する予定とのことです。また、公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日以降の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して要請する予定とのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者、石見陽氏及びBOZOは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。なお、本日現在において、本臨時株主総会の開催日は、2025年8月下旬を予定しているとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得することができなかつた場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により本スクイーズアウト手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと、その他本スクイーズアウト手続の実行のために合理的に必要と考えられる事項を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを当社に要請する予定とのことです。また、公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日以降の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して要請する予定とのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者、石見陽氏及びBOZOは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。なお、本日現在において、本臨時株主総会の開催日は、2025年9月下旬を予定しているとのことです。

なお、本スクイーズアウト手続が2025年12月31日までに完了することが見込まれる場合には、公開買付者は、当社に対し、本スクイーズアウト手続が完了していることを条件として、2025年9月期に係る当社の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）で権利を行使することができる株主を、本スクイーズアウト手続後の本定時株主総会の時点における株主とするため、定時株主総会の基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを要請する予定とのことです。そのため、当社の2025年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主であっても、本定時株主総会において権利を行使することができない可能性があるとのことです。

<後略>

(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを

含む本取引の公正性を担保するための措置

⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、40 営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様及び本新株予約権者が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。また、当社及び公開買付者は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

(訂正後)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、50 営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様及び本新株予約権者が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。また、当社及び公開買付者は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

(参考) 「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「NMT 株式会社によるメドピア株式会社（証券コード：6095）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」
(別添)

以 上



2025年7月9日

各 位

会社名	メドピア株式会社
代表者名	代表取締役 兼 執行役員社長 CEO 後藤 直樹 (コード：6095、東証プライム市場)
問合せ先 役職・氏名	取締役 兼 執行役員 CFO 平林 利夫
電話	(TEL. 03-4405-4905)
会社名	NMT 株式会社
代表者名	代表取締役 石見 陽

(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「NMT 株式会社によるメドピア株式会社 (証券コード：6095) の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

当社は、NMT 株式会社より、同社が 2025 年 5 月 15 日より実施しております当社の株券等に対する公開買付けについて、2025 年 7 月 9 日、当該公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を 2025 年 7 月 9 日付で関東財務局長に提出する旨の連絡を受け、同社の要請に基づき、別添のとおりお知らせいたします。

以 上

本資料は、NMT 株式会社 (公開買付者) が、メドピア株式会社 (公開買付けの対象者) に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025 年 7 月 9 日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「メドピア株式会社 (証券コード：6095) の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」

各 位

会 社 名 NMT 株式会社
代表者名 代表取締役 石見 陽

**(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「メドピア株式会社(証券コード:6095)の株券等に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ**

NMT株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2025年5月14日、メドピア株式会社(証券コード:6095、株式会社東京証券取引所プライム市場(以下「プライム市場」といいます。)上場、以下「対象者」といいます。)の株券等を、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、2025年5月15日より本公開買付けを開始しておりますが、今般、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況に鑑み、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立の確度を高めるため、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「本公開買付け期間」といいます。)を2025年7月24日まで延長し、合計50営業日とすること(以下「本公開買付け期間延長」といいます。)を決定いたしました。

これに伴い、本日、法第27条の8第2項に基づく公開買付届出書の訂正届出書(以下「本訂正届出書」といいます。)を関東財務局長に提出するとともに、2025年5月14日に公表した「メドピア株式会社(証券コード:6095)の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(2025年6月25日に公表した「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「メドピア株式会社(証券コード:6095)の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。)について訂正がございましたので、お知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

(3) 買付け等の期間

(変更前)

2025年5月15日(木曜日)から2025年7月9日(水曜日)まで(40営業日)

(変更後)

2025年5月15日(木曜日)から2025年7月24日(木曜日)まで(50営業日)

(6) 決済の開始日

(変更前)

2025年7月16日(水曜日)

(変更後)

2025年7月31日(木曜日)

上記の詳細は、公開買付者が2025年7月9日に提出する本訂正届出書をご参照ください。

なお、本日現在、公開買付者において、本公開買付けの買付価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)の変更はございませんが、本公開買付け期間延長後に本公開買付け価格を変更するか否かについては未定です。

以 上